

1	ごみ処理	1
2	ごみ減量・資源化事業等	15
3	し尿処理等	22
4	産業廃棄物処理	27
5	環境保全	27
6	水問題.....	34

1 ごみ処理

(1) 沿革（収集、減量・資源化）

- 明治33年 ごみ収集開始
- 昭和38年 ロードパッカー車、パックマスター等の機械車を導入し、繁華街を対象に週2回定日収集
- 40年 収集世帯の約50%（30,000世帯）を対象に、共同ごみ容器による収集方式を採用（週2回）
- 45年 高松市清掃事業近代化計画を策定し、戸別かき取り収集世帯（28,000世帯）を、能率的なポリ袋による定日ステーション方式（可燃ごみ週2回、不燃ごみ月1回、指定場所に持ち出す。）に改めた。
- 46年 交通事情等収集困難な共同ごみ容器収集地域を逐次ポリ袋定日ステーション方式に改めた。
- 48年 市街地中心部を対象に週3回収集を実施
個人専用ごみ容器収集は取りやめ、許可業者による収集及び衛生組合を中心として資源回収を指導
- 49年 不燃物収集を月2回に増やし実施
- 53年 不燃物収集用大型機械車を導入したほか、市内の小学校3年生を対象に、社会科教育副読本「きれいな高松に・くらしとごみ」を編集・発行
- 54年 仏生山地区を資源ごみ回収モデル地区に指定
「きれいな高松に・くらしとごみ」の対象を小学校4年生に変更し、改訂・発行
- 59年 全市を対象に使用済乾電池の別途回収を6月から実施、資源回収実施地区においては月1回の資源回収日に、その他の地区は月2回の不燃ごみ収集日の2回目に、透明な袋に入れて出すよう指導
- 平成元年 男木・女木地区全世帯及び菅沢・鬼無地区の一部をモデル地区として、生ごみ堆肥化容器設置に対して補助
- 2年 生ごみ堆肥化容器の補助対象区域を市内全域に拡大
- 3年 市民・事業者及び行政による高松市ごみ会議を設置
オフィスの古紙回収マニュアルを作成し、事業系一般廃棄物の減量・資源化を促進したほか、ごみ減量・資源化シンボルマーク、キャラクターを選定
- 4年 地球にやさしいオフィス登録制度を11月から実施
- 5年 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定、リサイクルパラダイスを開催（隔年開催）
- 6年 地球にやさしい店登録制度を2月から実施
各家庭に年60枚配布しているごみ袋の半透明への切替え
異常渇水に伴う、ペットボトルの大量廃棄に対応するため、地球にやさしい店に登録している量販店等の協力を得て、8・9月の2カ月に限り、ペットボトルの特別回収を実施し、約80万本、48トン回収
- 7年 6月23日にリサイクルプラザ開設
4月1日から乳白色半透明ポリ袋を指定袋とし、3カ月の猶予期間を設け、7月1日から完全実施
9月14日に、ごみ減量化への先進的取組を実施する市として、クリーン・リサイクルタウンの選定を受けた。
香川県環境美化の促進に関する条例に基づく環境美化促進地域の指定を受けた4公園（玉藻公園・中央公園・峰山公園・仏生山公園）に、空き缶・空きビン自動分別回収機を設置
- 8年 適正処理困難指定廃棄物（4品目）の取扱いについて、関係特定事業者との協議のため、県内の5市38町ほか一部事務組合が加入する香川県適正処理困難指定廃棄物対策協議会を設立
スプレー缶ガス抜き器具を市内全世帯に無料配布
容器包装リサイクル法の9年4月施行に基づく高松市分別収集計画を10月に策定
- 9年 高松地区西部広域クリーンセンター破砕処理施設の運転開始に対処するため、1月からごみの分別区分の一部を変更

平成10年	再生紙利用拡大のため、〈事業者向け〉高松市再生紙使用ガイドラインを策定 容器包装リサイクル法の12年度からの全面的施行に対処するため、ごみ収集体制の抜本的改正作業に着手 家庭用の機械式生ごみ処理機購入に対して補助
11年	松島、仏生山地区の一部地域をモデル地域に指定し、ごみの新しい収集方式を実施
12年	7月から容器包装リサイクル法に対応した、ごみの新しい収集方式を全市域で実施
13年	家電リサイクル法に対応し、電気店で回収できない対象4品目については臨時・粗大ごみとして収集し、メーカーの指定取引場所へ運搬することとした。
14年	ごみ袋の無料配布を廃止
16年	4月から家庭ごみの祝日収集を開始 10月1日から可燃ごみ（燃やせるごみ）・破碎ごみについて、有料の指定収集袋による収集を開始
20年	一般廃棄物処理基本計画を策定 4月から、合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一し、資源有効利用促進法に基づき、家庭用パソコンについては、メーカーでのリサイクルを開始 12月1日に11事業者・6市民団体・市の三者でレジ袋等の削減に関する協定を締結 また、市民等から公募し、レジ袋の削減シンボルキャラクター（愛称：エコバックん）を選定
21年	4月から家電リサイクル法の改正により、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を対象品目に追加 高松市資源ごみ持ち去り防止要綱を制定 10月には、高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱を制定したほか、11月には、同要綱に基づき、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有、占有または管理する事業者に対し、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めた。 ハイブリッドごみ収集車を導入（9月1台、22年3月3台）
22年	3月29日に新たに2事業者とレジ袋等の削減に関する協定を締結 天然ガスごみ収集車を導入（5月7台）
24年	4月から廃棄物処理法に基づき、広域認定制度の認定を受けている消火器や二輪車（50cc以下）については、メーカーでのリサイクルを開始
25年	4月に25年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業対象地域に採択された。 10月から使用済小型電子機器等リサイクルのモデル事業を支所・コミュニティセンター等15か所で開始
26年	8月に雑がみ回収袋によるモデル事業を実施 11月に使用済小型電子機器の回収ボックスを大型スーパーマーケットや家電量販店など5か所に追加設置
27年	4月から、高松市南部クリーンセンター及び高松市西部クリーンセンターで使用済小型電子機器のピックアップ回収を開始 10月にごみ減量・資源化の啓発リーフレット「3Rシティ高松を目指して」を作成・配布
28年	3月に使用済小型電子機器の回収ボックスをコミュニティセンター2か所に追加設置 3月29日に指定収集袋（超特小）5ℓサイズの導入（条例改正）、10月1日からその運用を開始 11月1日からごみ分別アプリの配信を開始 12月から2カ月間、環境省のモデル事業である水銀添加廃製品回収モデル事業を実施
29年	3月に高松市災害廃棄物処理計画を策定 4月から、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加（30年度でプロジェクト終了）
30年	3月に30年度以降を対象とした一般廃棄物処理基本計画を策定 4月から、家庭ごみの定期収集について、直営収集の一部を民間に委託し収集開始
令和2年	1月から、南部クリーンセンターを拠点に羽毛布団のリサイクルを開始 生ごみ処理機等補助制度については、一定の効果が得られたことから、令和元年度をも

って廃止した。

10月から、小型充電式電池を市施設23か所で回収を開始

11月から、使用済小型電子機器等の回収ボックスを屋島レクザムフィールド1か所追加設置

令和3年 4月から、使用済小型電子機器等の回収品目を11品目追加

4年 4月から、リサイクルマークのない小型充電式電池・リチウムコイン電池・加熱式たばこ・電子たばこの回収を開始

(2) 沿革（処理施設）

- 昭和7年 処理能力50 t／日の固定炉建設
- 33年 処理施設の一部増設
- 37年 旧施設の改良を行い、92.5 t／日の焼却能力を持つ固定炉に引上げ
- 43～45年 高松市じんかい焼却場近代化計画に基づき、3カ年の工期で旧施設を取り壊し、全連続燃焼式焼却炉（焼却能力：150 t／24 h × 2基）を7億6,500万円で建設
- 47～50年 広域市町村圏による清掃工場の建設、破砕機の導入及び大型埋立地の確保に努めた。
- 52年 高松地区広域市町村圏振興計画に基づき、高松市、塩江町及び香南町の1市2町によるごみ処理施設を整備するため、高松地区南部広域衛生施設組合を設立し、ごみ焼却施設（準連続燃焼式焼却炉：60 t／16 h × 1基）の建設に着手
- 53年 高松地区南部広域衛生施設組合において、埋立処分地施設の建設に着手
ごみ焼却施設が完成
- 54年 高松地区南部広域衛生施設組合埋立処分地施設が完成し、焼却灰の埋立てを開始
10月15日、高松地区広域市町村圏振興計画に基づき、高松市、綾上町、綾南町及び国分寺町の1市3町によるごみ処理施設を整備するため、高松地区西部広域衛生施設組合を設立
- 55年 大型ごみの破砕・圧縮・転圧等一連の作業可能なトラッシュコンパクターを導入
- 59年 高松市清掃工場の排水処理施設（処理能力：150m³／日）が完成し、運転を開始
高松地区西部広域衛生施設組合において、ごみ焼却施設（全連続燃焼式焼却炉：140 t／24 h × 2基）の建設に着手
- 62年 綾南町陶地区において、ごみ埋立処分地の整備に着手
高松地区西部広域衛生施設組合ごみ焼却施設試運転開始
高松市清掃工場休炉
- 63年 高松地区西部広域衛生施設組合ごみ焼却施設が完成
高松市一般廃棄物陶最終処分場（第1期工事分）が完成し、供用開始。これに伴い、埋立てが終了した高松市管理一般廃棄物千疋処分地を閉鎖
- 平成2年 高松市一般廃棄物陶最終処分場（第2期工事分）が完成し、供用開始
- 3年 高松地区南部広域衛生施設組合において、5年度までの3カ年事業としてごみ焼却施設（準連続燃焼式焼却炉：60 t／16 h × 1基）の増設及び既存の排ガス設備等の改修に着手
- 4年 高松市一般廃棄物陶最終処分場（第3期工事分）が完成し、供用開始
- 5年 高松地区南部広域衛生施設組合において、3カ年事業として実施したごみ焼却施設の増設及び既存の排ガス設備等の改修が竣工
- 6年 高松市一般廃棄物陶最終処分場において簡易破砕機を導入
- 7年 高松市一般廃棄物女木最終処分場（安定型）が完成し、供用開始
高松地区西部広域クリーンセンターの破砕処理施設（処理能力100 t／5 h）の整備事業に着手
- 8年 高松地区南部広域衛生施設組合において、2カ年度事業として整備を実施した一般廃棄物最終処分場の完成に伴い、3月13日から不燃ごみの搬入開始
高松市一般廃棄物第2陶最終処分場（仮称）（第1期工事分）の整備に着手
- 9年 高松地区西部広域衛生施設組合において、7年7月から整備を実施していた高松地区西部広域クリーンセンター破砕処理施設が完成し、4月21日から本格運転開始
- 10年 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地（第1期工事分）が完成し、10月1日から供用開始
元高松市清掃工場の工場棟を解体撤去し、工場用地をごみ収集基地として再整備

- 高松地区南部広域衛生施設組合において飛灰分離・貯留設備改造工事を実施
- 平成11年 ごみ収集基地施設のうち、事務所棟建設工事に着手
- 12年 ごみ収集基地施設事務所棟完成
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部新清掃工場（仮称）ごみ処理施設（連続式流動床炉型ガス化溶融方式：100 t × 3 炉）及び廃棄物再生利用施設（破碎系統35 t / 5 h、選別系統35 t / 5 h）の整備に着手
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地の施設改良工事に着手
- 14年 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地の施設改良工事が竣工
- 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2 処分地2 期整備工事に着手
- 15年 ごみ収集基地である元清掃事務所を「環境業務センター」と改称
- 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2 処分地2 期整備工事竣工
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンター廃棄物再生利用施設（破碎系統35 t / 5 h、選別系統35 t / 5 h）及び展示啓発施設（エコホタル）を併設した管理棟の整備工事竣工（3月28日竣工、8月1日本格運転開始）
- 7月9日から南部広域クリーンセンターの長期一括業務委託方式による管理運営業務委託を開始（31年3月31日までの約15年間）
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンター廃棄物再生利用施設の本格稼働及び同ごみ処理施設の試運転稼働に伴い、7月末に南部広域一般廃棄物塩江最終処分場を閉鎖、12月末にごみ焼却施設を休止
- 16年 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンターごみ処理施設（連続式流動床炉型ガス化溶融方式：100 t / 24 h × 3 炉）が竣工（3月15日竣工、3月16日本格運転開始）
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地既設汚水処理施設改造工事及びカルシウム除去設備整備工事竣工（3月15日竣工）
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センターは3月末で廃止し、既設の埋立処分地を南部広域クリーンセンターへ移管
- 17年 高松地区広域市町村圏振興事務組合旧南部広域清掃センターの解体工事に着手
- 18年 塩江町、香南町との合併に伴い、1月10日高松市が南部広域クリーンセンターの業務を引き継ぐとともに、南部広域クリーンセンターの正式名称を高松市南部クリーンセンターに改称
- 1月10日の合併に伴い、牟礼環境美化センター、庵治清掃工場、香川環境センター、国分寺リサイクルセンターの4施設及び牟礼一般廃棄物最終処分場、庵治一般廃棄物最終処分場、香川一般廃棄物埋立処分場を合併町から引き継ぐ。
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合旧南部広域清掃センターの解体工事竣工（3月15日竣工）
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合が3月31日付で解散したことに伴い、本市が西部広域クリーンセンターの業務を引き継ぐとともに（綾川町のごみは一部事務組合による共同処理方式から事務の委託による方式に変更）、名称を高松市西部クリーンセンターに改称
- 4月7日付で牟礼一般廃棄物最終処分場を廃止
- 高松市南部クリーンセンタースtockヤードの建設工事に着手
- 19年 高松市南部クリーンセンタースtockヤードの建設工事竣工（3月16日竣工）
- 20年 合併地区の収集体制統一に伴い、牟礼環境美化センター、庵治清掃工場、香川環境センター、国分寺リサイクルセンターを3月31日付で閉鎖
- 牟礼環境美化センターを4月30日付で廃止
- 高松市南部クリーンセンタープラスチック選別設備改造工事（4月25日竣工）
- 22年 元牟礼環境美化センター解体撤去（23年2月15日竣工）
- 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3 処分地整備工事に着手
- 23年 高松市南部クリーンセンター太陽光発電設備設置工事（3月25日竣工）

- 6月30日付で高松市香川一般廃棄物埋立処分場を終了
- 平成24年 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地（第1期）整備工事竣工（8月3日竣工）
- 25年 4月から市発注工事の一部に南部クリーンセンター溶融固化物の試行利用開始
高松市西部クリーンセンター長寿命化計画（9月策定）
9月30日付で庵治一般廃棄物埋立処分場を終了
- 26年 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地（第1期）を3月から供用開始
11月12日付で高松市香川一般廃棄物最終処分場を廃止
- 27年 高松市西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事に着手（7月）
高松市南部クリーンセンター埋立処分地第3区画整備工事に着手（7月）
- 28年 2月3日付で高松市庵治最終処分場を廃止
2月12日付で高松市南部クリーンセンター最終処分場を廃止
高松市南部クリーンセンター埋立処分地第3区画整備工事竣工（5月31日竣工）
- 29年 高松市西部クリーンセンター破碎施設基幹的設備改良工事に着手（9月）
- 30年 1月に県内で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生し、殺処分された感染家禽を高松市西部クリーンセンターほか県内3か所の施設で焼却処分
2月19日付で本市と中讃広域行政事務組合との間で、施設の新設・更新・大規模改修も想定した、「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互応援に関する協定書」を締結
高松市西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事竣工（3月14日竣工）
- 令和元年 4月1日から南部クリーンセンターの管理運営業務委託を新たに開始（15年3月31日までの14年間）
高松市西部クリーンセンター破碎施設基幹的整備改良工事竣工（8月9日竣工）
- 3年 12月27日付で本市と香川県東部清掃施設組合との間で、「災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。）処理に係る相互支援に関する協定書」を締結
旧高松市庵治最終処分場浸出水処理施設解体撤去（3月14日竣工）

(3) 令和4年度ごみ処理実施計画

ごみの排出量及び収集・運搬計画並びに処理計画

ごみの種類 (収集区分)	収集・運搬計画		処理計画					
	収集主体	収集・運搬量	中間処理		最終処理			
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法		
家庭系ごみ	燃やせるごみ	委託業者	53,100 t	市	焼却	市	埋立て	
	破碎ごみ	直営 委託業者	6,300 t	市	破碎・資源化			
	臨時・粗大ごみ	直営	800 t	市				焼却
	清掃ごみ		100 t					
			90 t		破碎・資源化			
	有害ごみ (筒型乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター等)	直営 委託業者	90 t	委託業者	資源化	—	—	
	使用済小型家電	直営	15 t	委託業者	資源化	—	—	
	小型充電式電池	直営	0.2 t	引渡業者	資源化	—	—	
	犬、猫等の死体	直営	2,000 体	市	焼却	市	埋立て	
	紙・布類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装、布・衣類	委託業者	13,000 t	市 委託業者	資源化	—	—
		缶・瓶・ペットボトル	直営 委託業者	5,300 t	市 委託業者			
	プラスチック容器包装	直営 委託業者	6,000 t					
事業系ごみ	燃やせるごみ	許可業者 自己搬入	50,600 t	市	焼却	市	埋立て	
	破碎ごみ		4,700 t		破碎・資源化			
	缶・瓶・ペットボトル		0 t		資源化	—	—	

(4) ごみ処理施設

名称		南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
所在地		高松市塩江町安原下第3号2084番地1	高松市川部町930番地1
敷地面積		約36,000m ² (廃棄物再生利用施設を含む。)	16,970m ² (破碎施設を含む。)
建物面積		工場棟 6,849.12m ² 浸出水脱塩処理棟 289.09m ²	工場棟 3,439.89m ² 管理棟 418.86m ² 計量棟 84.00m ²
建物概要		工場棟 地上6階地下2階 浸出水脱塩処理棟 地上2階地下1階	工場棟 地上4階地下2階 管理棟 地上2階 計量棟 地上1階
延床面積		工場棟 19,072.05m ² 浸出水脱塩処理棟 499.70m ²	工場棟 8,172.65m ² 管理棟 805.67m ² 計量棟 30.00m ²
工期	着工	平成12年12月22日	昭和59年 9月25日
	竣工	平成16年 3月15日	昭和63年 3月10日
設計施工		日立造船・西松・穴吹建設共同企業体	日立造船株式会社
建設費		建設費： 13,936,062千円 用地費： 639,563千円 用地造成費： 232,050千円 (用地費・造成費には、廃棄物再生利用施設分を含む。)	6,557,496千円 うち用地費 332,496千円 基幹的設備改良工事 6,085,800千円
焼却能力		300 t / 24 h	280 t / 24 h
焼却炉	炉型式	連続式流動床炉型ガス化溶融方式	全連続燃焼方式 (ストーカ式)
	基数	100 t / 24 h × 3基	140 t / 24 h × 2基
	煙突高	40m	70m
集じん装置		バグフィルター	バグフィルター
余熱利用		①場内給湯及び冷暖房 ②健康増進温浴施設「ループしおのえ」 に高温水供給 ③自家発電 (2,800kW) 復水型蒸気タービン	①場内給湯及び冷暖房 ②かわなべスポーツセンター温水プール、 かわなべ荘に高温水供給 ③自家発電 (3,000kW) 復水型蒸気タービン
備考		搬入管理施設(計量棟) トラックスケール 25 t × 3基 (廃棄物再生利用施設兼用)	搬入管理施設(計量棟) トラックスケール 20 t × 2基 25 t × 1基 (破碎施設兼用)

(5) 廃棄物再生利用・破砕処理施設

名称		南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
所在地		高松市塩江町安原下第3号2084番地1	高松市川部町930番地1
面積		約36,000㎡（ごみ処理施設を含む。）	16,970㎡（焼却施設を含む。）
建物面積		工場棟 5,651.83㎡、管理棟 1,155.67㎡、計量棟 296.14㎡	工場棟 2,636.04㎡
建物概要		工場棟 地上4階地下1階、管理棟 地上3階、計量棟 地上1階	工場棟 地上4階地下1階
延床面積		工場棟 12,866.67㎡、管理棟 2,792.53㎡、計量棟 296.14㎡	工場棟 5,947.67㎡
工期	着工	平成12年12月22日	平成7年7月20日
	竣工	平成15年 3月28日	平成9年3月27日
設計施工		新明和・西松・合田建設共同企業体	日立造船株式会社
建設費		3,953,250千円（管理棟・搬入管理施設を含む。）	4,841,000千円 基幹の設備改良工事 1,004,400千円
処理能力	破砕系統		
	破砕ごみライン 35 t / 5 h	選別系統 選別系統 35 t / 5 h 缶・瓶・ペットボトルライン 23.3 t / 5 h プラスチックごみライン 11.7 t / 5 h 紙類圧縮梱包設備 1.9 t / 5 h	100 t / 5 h
破砕機型式	1次：二軸剪断式 2次：回転衝撃式	—	横型回転式（供給フィーダ付）
選別方法	磁力・アルミ・粒度選別	磁力・アルミ・風力・自動色選別	磁力・アルミ・粒度・風力選別
処理対象物	破砕ごみ及び粗大ごみ	資源化ごみ	破砕ごみ及び粗大ごみ
選別種類等	破砕鉄 …… 資源化 破砕アルミ …… 資源化 破砕残渣 可燃物 …… 焼却処理 不燃物 …… 埋立処分	鉄類（圧縮成型） …………… 資源化 アルミ（圧縮成型） …………… 資源化 ペットボトル（圧縮成型） …………… 資源化 カレット（3種：白茶、その他） …………… 資源化 プラスチック容器包装（圧縮成型） …………… 資源化 軽量不適物 …… 焼却処理 紙類、布類 …… 資源化	可燃物 …… 焼却処理 鉄 …… 資源化 アルミニウム …… 資源化 プラスチック …… 焼却処理 不燃物 …… 埋立処分
貯留搬出設備	ヤード式	ヤード式	貯留ホッパー7基
備考	搬入管理施設（計量棟） トラックスケール25 t × 3基（ごみ処理施設と兼用）		搬入管理施設（計量棟） トラックスケール20 t × 2基 トラックスケール25 t × 1基 （焼却施設兼用）

(6) 保管施設

名称	南部クリーンセンターストックヤード
所在地	高松市塩江町安原下第3号1066番地1
処理対象物	熔融固化物（熔融スラグ）
処理方式	一時的保管施設
施設能力	保管容量（300m ³ 、見かけ比重1.6 t/m ³ ）
備考	熔融固化物（熔融スラグ）を資源として有効利用するための一時保管施設

(7) 最終処分場

名称	南部クリーンセンター埋立処分地	高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地
所在地	高松市塩江町安原下第3号973番地	綾歌郡綾川町陶5001番地
総面積	75,381m ²	71,541m ²
埋立面積	43,800m ²	19,100m ² （1期） 36,000m ² （全体）
埋立容量	472,200m ³ （うち改良部分：118,100m ³ ）	174,000m ³ （1期） 335,000m ³ （全体）
埋立方式	サンドイッチ方式	セル方式
埋立期間	昭和54年9月13日～（継続中）	平成26年3月～（継続中）
工期	昭和53年8月14日～54年7月31日 平成12年12月22日～14年3月20日 （施設改良工事） 平成15年6月2日～16年3月15日 （既設汚水処理施設改造工事） 平成15年7月15日～16年3月15日 （汚水処理施設カルシウム除去設備整備工事） 平成27年7月10日～28年5月31日 （第3工区整備工事）	平成22年12月27日～24年8月3日（1期）
建設費	691,096千円（用地費・汚水処理施設整備費を含む。） 施設改良工事 411,600千円 （改良工事372,750千円 設備工事38,850千円） 既設汚水処理施設改造工事 153,050千円（配管布設費を含む。） （施設改造工事129,150千円 配管布設工事23,900千円） 汚水処理施設カルシウム除去設備整備工事 530,896千円（用地造成費を含む。） （設備整備工事510,300千円 用地造成工事20,596千円） 第3工区整備工事 289,849千円	1,334,280千円（1期） （浸出水処理施設等を含む。）
汚水処理施設	汚水処理施設 建築面積 72.00m ² 延床面積 144.00m ² カルシウム除去設備棟 建築面積 321.58m ² 延床面積 774.86m ²	浸出水処理施設管理棟 建築面積 196.37m ² 延床面積 196.37m ² 調整槽 5,000m ³
汚水処理方式	カルシウム除去＋脱窒素活性汚泥法＋凝集沈殿＋砂ろ過＋マンガン除去＋活性炭吸着	凝集沈殿（アルカリ凝集沈殿法）
汚水処理能力	130m ³ /日	160m ³ /日
備考	搬入管理施設（計量棟） トラックスケール 25t×3基 （ごみ処理施設兼用） 焼却灰を埋立て 平成12年度～13年度 施設改良工事	管理棟 建築面積 157.59m ² 延床面積 107.73m ² 搬入管理施設 トラックスケール 20t×1基 防災調整池 2,081m ³

(8) エコホテル利用者数 (見学コース・学習室の利用者数)

(単位：人)

施設 \ 年度	29	30	元	2	3
エコホテル利用者数	3,113	3,235	3,027	2,203	3,205

(9) ごみ収集基地等整備 (環境業務センター)

元高松市清掃工場用地を、現清掃事務所等を含めて、ごみ収集基地等として再整備を行うため、平成9年度に用地測量調査を実施するとともに、収集基地施設配置計画等を作成し、10年度にごみ収集基地整備実施設計を行い、工場棟その他附属建物の撤去工事を実施した。

11年度に事務所棟の建設工事に着手し、12年度に事務所棟及び洗車場が完成。新施設で業務を開始した。

13・14年度に外構及び車庫棟の整備などを行い、ごみ収集基地整備が完成したことから、施設全体の名称を環境業務センターに改称した。

なお、事務所棟には、太陽光発電システム、太陽熱利用システム (給湯) を設置したほか、中水道、雨水の利用設備、雨水浸透ますの設置など、収集基地全体を環境に優しい施設として整備した。

・施設の概要

敷地面積 10,178m²事務所棟 建築面積 747.38m² 延床面積 2,662.42m²車庫棟 建築面積 1,251.63m² 延床面積 1,246.88m²

(10) ごみ処理の経費

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
総経費 (億円)	66.07	65.38	67.05	62.48	65.58
1 t 当たり経費 (千円)	39	39	40	37	40
1 人当たり経費 (千円)	16	16	16	15	16

※ 減価償却費を含む。

(ii) 年度別収集量及び処理実績

(単位：t)

区分		年度						
		29	30	元	2	3		
収集人口（4月1日）（人）		418,756	418,122	417,606	416,650	415,943		
収集世帯（4月1日）（世帯）		183,690	185,169	186,977	188,859	187,524		
収集量	家庭系	可燃	53,743	53,229	53,749	52,779	52,931	
		破碎	6,979	7,236	7,285	7,814	7,494	
		缶・瓶・ペットボトル	5,330	5,347	5,298	5,464	5,415	
		プラスチック容器包装	5,680	5,787	5,759	5,979	5,929	
		紙・布	15,049	14,260	13,440	12,500	12,311	
		使用済小型家電	2	2	2	2	11	
		有害ごみ	48	85	82	45	35	
		家庭系小計	86,831	85,946	85,615	84,583	84,126	
	事業系	可燃	50,777	50,330	50,868	46,614	46,024	
		破碎	4,207	4,349	4,473	4,919	4,794	
		缶・瓶・ペットボトル	0	0	0	1	1	
		事業系小計	54,984	54,679	55,341	51,534	50,819	
	収集量合計	可燃	104,520	103,559	104,617	99,393	98,955	
		破碎	11,186	11,585	11,758	12,733	12,288	
		缶・瓶・ペットボトル	5,330	5,347	5,298	5,465	5,416	
		プラスチック容器包装	5,680	5,787	5,759	5,979	5,929	
		紙・布	15,049	14,260	13,440	12,500	12,311	
		使用済小型家電	2	2	2	2	11	
		有害ごみ	48	85	82	45	35	
		計	141,815	140,625	140,956	136,117	134,945	
	処理量等	焼却処理	南部クリーンセンター	64,294	51,580	51,047	50,217	51,105
西部クリーンセンター			直営	38,933	51,979	53,570	48,924	47,850
			委託	1,293	-	-	253	-
小計			104,520	103,559	104,617	99,394	98,955	
破碎・圧縮処理等		南部クリーンセンター	4,173	5,600	4,989	4,638	4,957	
		西部クリーンセンター	6,993	5,971	6,755	8,081	7,320	
		小計	11,166	11,571	11,744	12,719	12,277	
再生・無害化処理		南部クリーンセンター	5,119	5,027	5,117	5,181	5,419	
		選別・無害化処理委託	20,990	20,454	19,464	18,809	18,284	
		小計	26,109	25,481	24,581	23,990	23,703	
埋立処分		陶最終処分場	20	14	14	14	10	
処理量合計		141,815	140,625	140,956	136,117	134,945		

※1 処理量については、焼却・破碎等の中間処理量のみとし、中間処理後残渣の埋立処分量は、含まない。

※2 収集人口・世帯は、国勢調査人口を基礎に、住民基本台帳による出生、死亡、転入、転出数を加減して算出した推計人口（平成28年度の推計人口等は、国勢調査確定値による修正後のもの。）。

ア 西部クリーンセンター（焼却施設）

（単位：t）

区分		年度				
		29	30	元	2	3
搬入量 施設	高松市	38,933	51,979	53,570	48,926	47,864
	綾川町	3,339	4,196	4,360	3,909	4,391
	計	42,272	56,175	57,930	52,835	52,255
資源選別残渣		644	658	720	815	517
破碎後可燃物		3,482	3,748	4,257	5,082	4,295
要処理量計		46,398	60,581	62,907	58,732	57,067
焼却量		45,464	58,722	57,977	54,710	55,660

イ 西部クリーンセンター（破碎施設）

（単位：t）

区分		年度					
		29	30	元	2	3	
搬入量 施設	高松市	6,993	5,971	6,755	8,082	7,322	
	綾川町	706	671	690	836	829	
	計	7,699	6,642	7,455	8,918	8,151	
陶中間処理分等		0	0	0	0	0	
要処理量計		7,699	6,642	7,445	8,918	8,151	
破碎処理量		7,593	6,383	7,530	8,849	8,058	
処理後搬出量	破碎機処理量	可燃物	4,522	3,920	4,483	5,287	4,794
		鉄類	635	537	647	763	687
		アルミ類	65	49	56	63	62
		プラスチック固形物	696	594	692	680	593
		不燃物	1,418	1,046	1,379	1,711	1,564
		破碎不適物	257	237	272	344	358

ウ 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地（埋立処分地）

（単位：t）

区分		年度				
		29	30	元	2	3
施設搬入量		—	—	—	—	—
埋立量	破碎ごみ等	—	—	—	—	—
	焼却灰等	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—

エ 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地（埋立処分地）

（単位：t）

区分		年度				
		29	30	元	2	3
施設搬入量		20	14	14	15	9
埋立量	破碎ごみ等	6,943	6,166	6,462	6,809	6,281
	焼却灰等	—	—	—	—	—
	小計	6,943	6,166	6,462	6,809	6,281

オ 南部クリーンセンター（ごみ処理施設）

（単位：t）

区分		年度				
		29	30	元	2	3
搬入量	可燃ごみ	64,294	51,581	51,047	50,216	51,085
	可燃物（南部再生利用施設から） 脱水汚泥分	5,447 (116)	5,844 (125)	5,955 (125)	5,389 (99)	6,142 (98)
可燃物（西部破碎施設から）		696	594	692	884	593
可燃物（選別施設から）		299	409	354	379	396
要処理量		70,736	58,428	58,048	56,868	58,216
焼却量		69,797	57,423	56,779	56,703	55,904
処理後搬出量	スラグ	2,452	2,117	2,167	2,021	2,035
	処理飛灰	10	8	9	0	0
	飛灰	2,108	1,694	1,695	1,676	1,705
	不適物	2,298	2,133	2,211	2,131	2,399
	鉄類	258	228	193	245	205
	アルミ類	34	27	9	26	31
	脱塩残渣	50	51	28	78	26

※（ ）の内の数字は内数である。

カ 南部クリーンセンター（廃棄物再生利用施設）

(ア) 破碎・粗大ごみ

（単位：t）

区分		年度				
		29	30	元	2	3
搬入量	高松市	4,173	5,600	4,989	4,524	4,973
	西部梱包物	765	351	423	237	499
	計	4,938	5,951	5,412	4,761	5,472
処理量		5,091	5,700	5,525	4,609	5,479
処理後搬出量	可燃物	4,379	4,747	4,619	3,923	4,650
	鉄類等	700	829	765	673	734
	アルミ類	50	58	34	27	41
	小型家電	1	2	1	2	7
	小型充電式電池	—	—	—	0.19	0.13

(イ) 缶・瓶・ペットボトル

(単位：t)

区分		年度					
		29	30	元	2	3	
搬入量		2,811	2,718	2,658	2,677	2,845	
処理量		2,747	2,595	2,504	2,473	2,640	
処理後搬出量	スチール缶	202	190	177	170	192	
	アルミ缶	290	276	268	273	302	
	ペットボトル	471	465	426	402	434	
	瓶類	白色	83	82	70	62	72
		茶色	123	123	142	139	157
		その他	19	18	18	18	19
	重量不適物		953	889	816	777	618
	軽量不適物		951	972	1,211	1,367	1,394

※ 重量不適物、軽量不適物の搬出量には、缶・瓶・ペットボトル以外の残渣も含まれる。

(ウ) プラスチック容器包装

(単位：t)

区分		年度				
		29	30	元	2	3
搬入量		2,224	2,228	2,387	2,441	2,512
処理量		1,992	2,186	2,294	2,338	2,401
プラスチック圧縮梱包物の 処理後搬出量		1,667	1,608	1,559	1,533	1,684

(エ) 紙・布

(単位：t)

区分		年度				
		29	30	元	2	3
搬入量		85	81	72	63	64
紙・布の処理後搬出量		84	77	75	64	64

(オ) 南部埋立処分地

(単位：t)

区分		年度				
		29	30	元	2	3
焼却灰等 埋立量	西部クリーンセンター分	4,404	5,920	6,471	6,281	5,890
	南部クリーンセンター分	502	335	458	266	286
	計	4,906	6,255	6,929	6,547	6,176

(12) 一般廃棄物処理手数料

(4.4.1 現在)

種別	処理区分	手数料額	
市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物	処分	(1) 次号に掲げる場合以外の場合 ア 100kgまでのものは1,620円 イ 100kgを超えるものは1,620円にその超える搬入量20kgまでごとに320円を加算した額	
市長の指定する施設に搬入された一般廃棄物	処分	(2) 規則で定める種類に該当するものを市長が指示する分別方法により規則で定める施設に搬入する場合 ア 100kgまでのものは1,200円 イ 100kgを超えるものは1,200円にその超える搬入量20kgまでごとに240円を加算した額	
家庭系一般廃棄物（第12条第1項の規定により指定収集袋を使用しなければならないものに限る。）	収集、運搬及び処分	指定収集袋（大）	10袋につき 418円
		指定収集袋（中）	10袋につき 313円
		指定収集袋（小）	10袋につき 208円
		指定収集袋（特小）	10袋につき 103円
		指定収集袋（超特小）	10袋につき 51円
臨時に収集し、運搬及び処分する家庭系一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物を除く）	収集、運搬及び処分	1品目につき、2,040円を超えない範囲内において、当該家庭系一般廃棄物の特性、その処理に要する費用等を勘案して規則で定める額	
臨時に収集し、運搬する特定家庭用機器廃棄物（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）	収集及び運搬	1台につき2,040円	
犬、猫等の死体	収集、運搬及び処分	1体	1,540円
	処分	1体	610円

(13) 一般廃棄物処理業

一般廃棄物処理業許可等事務を通じ、適正処理の促進に努める。

ア 許可業者数

(4.3.31現在)

許可業の種類	業者数
一般廃棄物収集運搬業（ごみ）	107
一般廃棄物処分業（ごみ）	9
一般廃棄物収集運搬業（し尿）	7
浄化槽清掃業	7
合計	130

※ 平成29年4月1日からは、一般廃棄物収集運搬業については新規許可を停止

イ 許可手数料（最終改定：平成4年7月1日）

(ア) 一般廃棄物収集運搬業（ごみ）	1件につき	10,000円
(イ) 一般廃棄物処分業（ごみ）	1件につき	10,000円
(ウ) 一般廃棄物収集運搬業（し尿）	1件につき	10,000円
(エ) 一般廃棄物処分業（し尿）	1件につき	10,000円
(オ) 浄化槽清掃業	1件につき	10,000円

(14) 一般廃棄物処理施設設置

一般廃棄物処理施設設置許可等事務を通じ適正処理の促進に努める。

ア 許可施設数

(4. 3. 31現在)

施設の種類	許可施設数
紙の圧縮梱包	4
肥飼料化・堆肥化	2
破砕（木くず）	6
選別・圧縮・破砕（缶・瓶・ペットボトル）	1
圧縮梱包（廃プラスチック類）	1
選別・破砕（廃プラ・木繊維金属くず・ガラコン・瓦礫・草等）	2
化製化	3
合計	19

イ 許可等申請手数料

(ア) 一般廃棄物処理施設設置許可

縦覧等を要するもの 1件につき 130,000円

上記以外のもの 1件につき 110,000円

(イ) 一般廃棄物処理施設変更許可

縦覧等を要するもの 1件につき 120,000円

上記以外のもの 1件につき 100,000円

(ウ) 一般廃棄物処理施設の承継

譲受け、借受け許可 1件につき 68,000円

法人の合併、分割認可 1件につき 68,000円

2 ごみ減量・資源化事業等

(1) 高松市リサイクル推進員の設置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、新たに廃棄物減量等推進員が制度化されたことに伴い、平成5年度から高松市リサイクル推進員を各地区に設置した。推進員は、ごみの減量化及びこれらに関することについて地区のリーダーとして活動するとともに、地域ぐるみの主体的なリサイクルを推進している。

(2) 高松市廃棄物減量等推進審議会の設置

一般廃棄物の適正な処理・減量・再生利用の促進等を図るため、平成6年2月に高松市廃棄物減量等推進審議会を設置した。

(3) レジ袋等の削減推進

ア 協定の締結

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果があるレジ袋等の使用量の削減について、平成20年12月1日に、11事業者・6市民団体・市の三者でレジ袋等の削減に関する協定を締結し、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んでいる。

なお、令和2年7月からのプラスチック製レジ袋有料化義務化（無料配布禁止）に向けての意見交換会を2年2月に開催した。

イ キャンペーン等の実施

令和2年7月からのプラスチック製レジ袋有料化義務化（無料配布禁止）に向け、マイバッグの利用を促す啓発用ポスターを作成し、協定に加盟する事業者や希望する小売店等に配布することにより、広く市民にマイバッグの持参を呼びかけた。

(4) 市民へのごみ減量・資源化啓発活動

ア 小学校社会科副読本の発行

小学校社会科研究会所属の教員の協力を得て、学校教育を通してごみ処理に対する理解と正しい知識を学んでもらうことを目的に、副読本『きれいな高松に・くらしとごみ』を毎年度発行し、小学校4年生の社会科の補助教材として活用している。令和3年度は、市内全小学校に冊子1部、CD-R1枚を配布した。

イ ごみ分別ガイドブックの発行

ごみの分別・排出方法等を啓発するため、平成16年10月（旧高松地域）及び20年4月（合併地区）に、それぞれの区域内の全世帯に配布し、さらに、23年度には全面改訂し、全世帯に配布した。また、転入者等にも随時配布するとともに、ホームページにも掲載した。

ウ 外国人向けパンフレットの発行

市内在住の外国人に対し、正しいごみの出し方についての啓発用パンフレット（英語、中国語、ハンダ語）を作成し、希望者に配布している。

エ 高松市ごみ分別アプリの配信

平成28年11月1日から、スマートフォンやタブレット端末の利用者向けに、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」の情報をはじめ、ごみ出し通知機能やごみの品目別の検索機能を有した「高松市ごみ分別アプリ」の配信を開始し、増加する外国人への利便性を高めるため、令和3年1月から英語、4年1月から中国語での配信を開始した。引き続き、広報や市ホームページでの周知、市民課、総合センター・支所・出張所やコミュニティセンター等での継続的な周知・啓発を通じて、さらにアプリの登録・利用者の拡大を目指している。

なお、4年4月1日現在の登録・利用者数は、26,311人となっている。

(5) 事業者へのごみ減量・資源化啓発活動

ア 地球にやさしいオフィス登録制度

平成4年度に、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、地球にやさしいオフィス宣言をした事業者を市に登録する制度を発足した。21年4月には、事業系一般廃棄物の減量・資源化と温室効果ガスの排出抑制の取組も併せた、新たな地球にやさしいオフィス登録制度として申請を受け付け、市から登録ステッカーを交付した。登録したオフィスは市ホームページ等で公表しており、令和4年4月1日現在、106事業所が登録している。

イ 地球にやさしい店登録制度

平成6年2月に、容器包装の回収、包装の簡素化、再生品の販売等に取り組む店舗等を市に登録する地球にやさしい店登録制度を発足した。

21年4月に、事業系一般廃棄物の減量・資源化と温室効果ガスの排出抑制の取組も併せた、新たな地球にやさしい店登録制度として申請を受け付け、市から登録ステッカーを交付した。登録した店は、市ホームページ等で公表しており、令和4年4月1日現在、120店舗が登録している。

ウ 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出

事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することを目的として、平成21年10月に高松市事業系一般

廃棄物の減量化等に関する指導要綱を制定し、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・占有または管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めている。

エ 事業系一般廃棄物の減量化・資源化等優良事業者表彰制度

平成23年度から、地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業所から減量・資源化等の取組の優良な事業者を募集し、その優良な取組を表彰している。令和3年度は2社を表彰し、4年4月1日現在の累計表彰事業者数は、20事業者となっている。ホームページ等にその取組を公表しており、併せて、事業系ごみの適正処理・資源化、買物袋持参の呼びかけやレジ袋削減についての周知啓発も行っている。

(6) ごみ搬入検査

南部及び西部クリーンセンターでは、一層の分別の徹底によるごみの減量化や資源化の推進、安全・安心・安定したごみ処理を目指して、搬入検査を実施している。搬入禁止物等の混入を防止し、ごみの適正な処理を実施するため、収集運搬業者やごみ排出事業者・市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行っている。

(7) 不法投棄防止対策

平成20年4月の組織改正により、適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに、室に適正指導係及び監視パトロール係を設置し、不法投棄の防止に努めている。

ア 不法投棄監視カメラの設置

市内でも、特に不法投棄が多く見られる山間地及び海岸線地域の28か所に、監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行っている。

イ 不法投棄防止パトロールの実施

毎週2～3回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的の実施している。令和3年度においては、職員による定期監視パトロールを平日115回、休日13回実施した。

また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い、不法投棄されているごみについては、早期の撤去に努めている。

ウ 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、地域の環境美化と環境意識の向上に努めているが、令和2年度に続き、3年度も同様に、予定されていた6件の不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦全てが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

<令和3年度不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容>

実施件数 0件

延べ参加人員 0人 総回収量 0t

エ 高松クリーンデー“たかまつきれいでー”の実施

10月の環境美化月間重点日事業として、行政と住民・企業が連携して、市全域での美化活動「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」を実施し、地域の環境美化と環境意識の向上に努めている。

<令和3年度高松クリーンデー“たかまつきれいでー”実施内容>

期日 令和3年10月24日(日) 参加人数23,937人 回収量41.2t

オ 令和3年度瀬戸・高松広域連携中枢都市圏不法投棄対策事業の実施

＜瀬戸・高松広域連携中枢都市圏出合いふれあいクリーン作戦実施内容＞

実施件数 4件
 延べ参加人員 約1,700人 総回収量 11.6t

(8) 海ごみ対策

私たちが暮らす瀬戸内海を「豊かな海」として保全・再生するため、行政・市民・関係者が連携して、香川県をはじめ、環境省、本市を含む県内全8市9町及び民間団体などを構成団体とした、香川県海ごみ対策推進協議会を平成25年5月24日に設置し、全国でも初の試みとして、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみ対策を推進している。

令和3年度は、瀬戸内漁協、下笠居漁協及び庵治漁協の協力を得て、合計2,250kgの海底堆積ごみを回収し、処理を行った。

平成26年度から、香川県海ごみ対策推進協議会主催の「県内一斉海ごみクリーン作戦」を高松クリーンデー“たかまつきれいで”と合同で開催している。

＜高松市の処理状況＞

(単位：kg)

項目	漁港	下笠居漁協		庵治漁協	合計処理量
	瀬戸内漁協 高松漁港	亀水漁港	小坂	庵治漁港	
可燃	0	0	0	0	0
不燃	860	470	45	875	2,250
計	860	470	45	875	2,250

(9) 資源ごみ持ち去り防止対策

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成21年4月1日に制定し、ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、広報等により、市民の注意喚起を行っている。また、持ち去り発生時には、職員による早朝パトロールを実施することとしている。

(10) 家電リサイクル法

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことにより、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目はリサイクルすることが義務づけられ、これらの品物が不要となった時には、原則として、販売店を通じてメーカーへ引渡しリサイクルを行うこととなっているが、販売店に引取りの義務がないなどのやむを得ない場合に限り、市で回収し、メーカーの指定引取場所へ搬入している。

21年4月1日から、家電リサイクル法対象機器に、新たに液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が加わった。

また、家電4品目の不法投棄については、市民からの通報等により回収し、リサイクル可能な物については、メーカー指定引取場所へ搬入している。

＜家電4品目の有料収集及び不法投棄収集の実績＞

(単位：台)

品目	有料収集台数実績					不法投棄収集台数実績				
	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3
テレビ	55	67	96	121	133	96	42	52	25	21
エアコン	12	24	31	34	22	0	2	3	2	2
冷凍・冷蔵庫	92	130	153	187	189	19	10	14	11	7
洗濯機・衣類乾燥機	85	117	152	215	222	7	11	8	6	3
合計	244	338	432	557	566	122	65	77	44	33

(11) 家庭用パソコンのリサイクル及び携帯電話機のリサイクル

製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月からパソコンの収集、また、21年4月

から携帯電話機の収集及び処理施設での受入れを行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることであったが、家庭から排出されるパソコンについては、使用済小型電子機器等リサイクル事業対象品目を増やす中で、令和3年4月から本市として収集を再開し、資源の再利用を図っている。

(12) 使用済小型電子機器等リサイクル事業

レアメタルや貴金属などの再資源化や埋立てごみの減量化を図るため、平成25年10月から携帯電話機やデジタルカメラなど21品目の使用済小型家電を、支所・コミュニティセンター等15か所で、ボックス回収する国のモデル事業を実施した。

回収ボックスの設置箇所は、26年11月に大型スーパーマーケットや家電販売店など5か所、28年3月にコミュニティセンター2か所を増やし、市内22か所で回収している。

また、27年から西部クリーンセンター及び南部クリーンセンターでのピックアップ回収を開始したほか、市内各地区で実施される不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦会場に回収ボックスを設置するイベント回収を開始した。

29年度から30年度までの間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルをリサイクル金属で作る国民参加型プロジェクト「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、市内で開催されるスポーツイベントなどでもイベント回収を実施した。

令和2年11月からは、イベント時に設置していた屋島レクザムフィールドを含め、市内23か所に回収ボックスを設置し、3年4月からは、家庭用パソコンやコードレス掃除機など、新たに11品目追加し、32品目を回収している。

(13) 小型充電式電池の回収

リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池の家庭からの収集ごみ（破碎ごみ・プラスチック容器包装ごみ）への混入が続いており、令和2年5月には、南部クリーンセンターの再生利用施設で、リチウムイオン電池等が原因の火災が発生し、一時稼働停止したほか、西部クリーンセンターや収集車でも発火事故が多発していることから、同年10月からリサイクルマークのあるリチウムイオン電池等の小型充電式電池の回収ボックスを市施設23か所に設置し回収を開始した。

令和4年4月からは、これまで廃棄ルートが確立されていなかったリサイクルマークのない小型充電式電池及びリチウムコイン電池、加熱式たばこ、電子たばこの充電部分の回収を開始した。

(14) 衛生組合

ア 目的・組織

地域住民によって自主的に組織されている衛生組合は、地域社会を住みよい快適な環境とするため、生活環境改善及び健康増進運動の推進、環境及び公衆衛生思想の普及向上等の自主的活動を行っている。

衛生組合の組織は、単位組合が地区ごとに地区協議会を結成し、これら地区協議会が連合して、高松市衛生組合連合会を結成している。

地区衛生組合協議会数：37地区（令和4年4月1日現在）

イ 活動状況

- (ア) 環境美化運動の推進
- (イ) ごみ減量運動等の推進
- (ウ) ごみの正しい出し方の普及推進
- (エ) 住みよいまちづくりの推進
- (オ) 買い物袋持参運動の推進
- (カ) 環境衛生知識の向上等
- (キ) 地球温暖化防止活動

ウ 市から衛生組合連合会に対する助成実績 (金額)

(単位：千円)

項目 \ 年度	29	30	元	2	3
運営補助金	2,613	2,439	2,226	1,045	1,290
保険料補助金	1,801	1,759	1,620	1,503	1,416
啓発活動補助金	407	379	379	379	379
計	4,821	4,577	4,225	2,927	3,085

(15) 定期収集家庭ごみの有料化の実施

平成16年10月1日から定期収集している家庭ごみのうち、「可燃ごみ」と「破碎ごみ」の有料化を実施した。

ア 「家庭ごみ有料化」の目的

(ア) より一層のごみ減量・資源化

ごみ有料化により、発生抑制の観点から、さらなるごみ減量化を目指す。

(イ) ごみ処理費用に対する負担の公平化

受益者負担の原則により、排出量に応じた費用負担で負担の公平化を図る。

(ウ) ごみに責任を持つ社会の実現

ごみ処理費用の負担をごみ有料化により「見える負担」とすることで、ごみに対する意識を高め、一人一人が自ら排出するごみに責任を持つ社会の実現を目指す。

イ 指定収集袋(超特小)50サイズの導入

高齢者の単独世帯など、ごみの排出量が少ない世帯を念頭に、現行より小さい袋の導入を求める意見があったことや、高齢者等へのニーズ調査の結果、他都市の状況、費用などを踏まえ、現行の最小である100サイズ(特小)の半分程度の50サイズ(超特小)の有料指定収集袋を新たに導入することとし、平成28年3月29日に条例を改正し、同年10月1日から、その運用を開始した。

(16) 食品ロス対策等の推進

食品ロス(本来食べられるのに捨てられる食品)の削減をはじめとする食品廃棄物の減量・再資源化を推進するため、環境・身体・家計に賢いライフスタイルであるスマート・フードライフに関する市民意識の向上に取り組んでいる。

また、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、高松市食品ロス削減推進計画を令和4年2月に策定した。

ア 食品ロス啓発用紙製ファイルの作成

令和4年3月に、スマート・フードライフ推進キャラクター「たるる」を活用した、食品ロス啓発用紙製ファイルを作成した。

イ 食品ロス実態調査

令和3年2月に、ごみステーションに出された燃やせるごみにおける食品ロスの量を調査した。

- ・実施日 令和3年2月4日(木)
- ・作業場所 南部クリーンセンター
- ・調査対象地域 市内4地域
- ・サンプル収集方法 軽ダンプ車でごみステーションからの収集
- ・調査結果

(単位：kg)

年度 (実施日)	試料重量	食品廃棄物	食品ロス		
			うち直接廃棄	うち食べ残し	
30 (H31. 1. 31)	631. 32	267. 38 (42. 4%)	90. 28 (14. 3%)	55. 78 (8. 8%)	34. 50 (5. 5%)
2 (R3. 2. 4)	696. 10	256. 75 (36. 9%)	67. 96 (9. 8%)	50. 84 (7. 3%)	17. 12 (2. 5%)

ウ フードドライブの実施

市主催行事において、市職員を対象としたフードドライブ等を実施した。条件を満たした食品（調味料やレトルト食品など）約550点を受け付け、NPO法人フードバンク香川などに提供した。

エ 食品ロスに関するアンケート調査

令和3年12月に、食品ロスに関する市民意識や取組状況を把握するため、市民アンケート調査を実施した。

オ スーパーマーケットキャンペーン

スーパーマーケットと委託契約を締結し、10月の食品ロス削減月間に併せて、来店者等へ食品ロス削減を呼びかけるキャンペーンを実施した。

(17) プラスチックごみ対策

世界的な問題となっているプラスチックごみを削減するため、市民に対してごみの発生を抑制する2Rを中心とした情報発信に加え、専門家による講演会等を開催するなど、過度にプラスチック製品に頼らないライフスタイルに向けた周知啓発を行っている。

ア 高松市プラスチック・スマート運動

使い捨てプラスチックの使用抑制や分別の徹底など、プラスチックと賢く付き合うプラスチック・スマート運動を展開することにより、プラスチックごみ削減を推進した。

イ プラスチックごみ削減講演会（WEB開催）

高松市ゼロカーボンシティ推進アドバイザーの森田桂治氏を講師に招き、「里海づくりでSDGsを考える～世界へとつながる瀬戸内海の海ごみ～」をテーマに講演会を開催した。

ウ 啓発パネル展示・学習会の開催

プラスチックごみ削減啓発パネルを作成し、コミュニティーセンター等でのパネル展示及び学習会を開催した。

エ リサイクル工場見学会

家庭ごみ（缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装）を中間処理している工場及び工場を選別した資源を加工する工場の見学会を開催した。

オ プラスチックごみ削減に関するアンケート調査

令和3年8月に、市民のプラスチックごみに対する意識や取組状況を把握するため、アンケート調査を実施した。

カ 指定収集袋のバイオマスプラスチック導入の調査

一斉清掃等で使用するごみ袋を植物性由来バイオマス10%配合したごみ袋を作成し、利用者にアンケートを実施した。

(18) 羽毛布団リサイクルの実施

令和2年1月から南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、今までは焼却処分をしていた廃羽毛布団を、再生羽毛として利用するためのリサイクルを開始した。また、3月からは、市民

の方から持ち込まれた羽毛布団を、資源物として無料回収し、再資源化の促進や啓発に取り組んでいる。

＜羽毛布団リサイクルの実績＞ (単位：枚、円)

項目	年度	元	2	3
枚数		286	809	765
売払金額		109,670	307,780	283,800

(19) ごみステーション

ごみの再資源化を推進するため、家庭から排出されるごみについて、燃やせるごみ、破碎ごみ、資源ごみ、有害ごみに分別し、ステーション方式により回収している。

＜ごみステーション数＞ (単位：箇所)

年度	29	30	元	2	3
ごみステーション	8,120	8,177	8,249	8,306	8,352

3 し尿処理等

(1) 沿革

汚物掃除法施行時代は、農家と市街地住民との相互依存により、農村還元によって処理していたが、昭和26年頃から、人口の都市集中と農家の労働力不足、さらには、化学肥料の普及などによって、し尿処理は困難になってきた。

昭和29年 清掃法の施行に伴い、し尿処理は市町村の義務とされたため、9月に高松市清掃条例を制定して、一般家庭及び事業所等の収集業務は許可業者（2業者）で、市設置（学校等）の収集はポンプ車1台を購入して直営（昭和35年廃止）でそれぞれ開始した。収集したし尿は果樹園や農村地帯へ運んで処理した。

31年 し尿収集家庭が7,000戸を超えたため、さらに1業者を許可し3業者とした。

34年 化学肥料等の普及により農村へ還元できる量が減少したため、し尿不需要期には貯留槽の不足を来した。その対策として農家のし尿貯留槽設置を奨励し補助金を交付した。

37年 農村還元のみでは処理できなくなり、この打開策として海洋処分を開始するとともに抜本的対策として、し尿処理施設を3カ年の継続事業で建設することを計画したが、地元関係者から設置反対の民事訴訟を提起され、その解決までに4年余りの歳月を要した。

40年 許可業者の責任体制を明確にして、サービスの向上を図るため許可業者の地域指定を行い、収集業者の指導監督に努めた。

42年 地元住民との和解が成立し、し尿処理施設建設に着手した。

43年 100kℓ/日の処理能力をもつ近代的消化槽方式の施設が竣工し、し尿収集料金についても、一般家庭に定額制を採用して、業者の指導監督に努めた。

47年 海洋汚染防止法施行令の一部改正により、瀬戸内海での海洋処分が昭和48年3月31日で禁止となるため、し尿の外洋処分に備えて、し尿処分中継所を新設した。

48年 近隣9町のし尿処理について、事務委託によって本市が処理することとした。また、新東光丸（委託）によるし尿外洋処分を4月から潮岬南方64海里で実施するとともに、し尿陸上処理施設の建設について検討を進めたほか、公共下水道による水洗便所の普及に努めた。

49年 市内のし尿は、市が許可した5業者が収集し、衛生処理センターによる陸上処理と新東光丸による外洋処分を実施した。

50年 衛生処理センターの施設改良工事（三次処理施設）を行った。

51年 外洋処分海域の変更により、9月から潮岬沖南南西140海里に処分するとともに、新たに600kℓ積貯留船を1基建造した。

53年 し尿中継所に燃焼脱臭装置を設置し、周辺環境の整備を行った。

54年 し尿中継所の1号貯留船が老朽化（昭和47年建造）したため、新貯留船（貯留能力250

- kℓ)を建造し、業務の円滑を図った。
- 昭和55年 し尿中継所の2号貯留船が老朽化したため、新貯留船(貯留能力350kℓ)を建造したほか、衛生処理センターに放流水計測装置を設置した。
- 56年 衛生処理センター周辺で、陸上部及び海域にわたり環境調査を実施し、この調査結果を踏まえて、さらに施設の円滑な運営に努めた。
- 57年 高松地区広域市町村圏振興事務組合が、近隣9町を含めたし尿の全量を陸上処理するための新施設建設を行うこととなり、建設について地元の亀水町の同意が得られた。
- 58年 高松地区広域市町村圏振興事務組合により、9月から320kℓ/日のし尿処理能力を有する高松地区広域衛生処理センター(仮称)の建設に着手した。
し尿未収集地区であった男木町に12月から特殊車両を配備してし尿収集を開始した。
- 61年 高松地区広域衛生処理センター(仮称)の建設により、高松市衛生処理センターを撤去したことから、新施設の一系列を使用して試運転を兼ねて本市のし尿処理を行った。
- 62年 高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターが竣工し、広域事業として高松市と近隣9町のし尿処理の操業を開始した。
センターの操業により、高松市のし尿海洋処分を廃止するとともに、衛生処理センターへのし尿搬入は陸上輸送を廃止し、中継所からの海上輸送を開始した。
- 平成元年 下水道及び浄化槽の普及に伴い、し尿収集世帯が減少し、各許可業者間の収集世帯数に不均衡が生じたので地区割の変更を行った。
- 7年 高松地区広域市町村圏振興事務組合により、衛生処理センター中継所(貯留能力1,500kℓ)の整備工事に着手した。
- 9年 高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センター中継所が竣工し、業務を開始した。
- 15年 衛生処理センター脱水汚泥の焼却処理を取りやめ、セメント原料としてリサイクル活用する外部委託処理とした。
- 18年 1市6町の合併により、高松地区広域市町村圏振興事務組合が3月31日付で解散したことに伴い、4月1日から高松市が衛生処理センターの業務を引き継ぐとともに、三木町、綾川町のし尿処理業務を受託した。
また、衛生処理センターの名称を高松市衛生処理センターに改称した。
- 20年 一般廃棄物処理基本計画を策定した。
- 23年 し尿等の処理量の減少傾向などを踏まえ、効率的な汚水処理を行うため、衛生処理センター中継所内にし尿等の前処理施設を整備し、汚泥移送管(海底管)で東部下水処理場へ移送し、下水とし尿等を共同処理することについて、9月に市議会経済環境常任委員会・建設水道常任委員会合同調査会に報告し、了承された。
- 24年 中継所前処理施設の整備のため、生活環境影響調査を実施した。
- 25年 中継所前処理施設の整備のため、実施設計業務を行った。
- 26年 中継所前処理施設の整備工事に着手した。
- 28年 3月に中継所前処理施設が竣工し、稼働を開始した。
10月から東部下水処理場へし尿等を移送し、下水との共同処理の試運転を開始した。
- 29年 3月末に衛生処理センターを廃止した。
4月1日からし尿等と下水の共同処理の本格実施を開始した。
また、高松市衛生処理センター中継所の名称を高松市衛生センターに改称した。
9月に女木町貯留槽が竣工し、11月から供用開始した。
- 30年 3月に旧衛生処理センター解体工事に着手した。
8月に男木町貯留槽が竣工し、10月から供用開始した。
- 令和2年 10月に旧衛生処理センター解体撤去工事が竣工した。
- 4年 3月にマンモスプレイパークTARUMI(亀水中央公園)のオープン記念式典を挙
行した。

(2) し尿等処理計画（4年度）

区 分	種 別	収 集 方 法	処 理 方 法
全市域排出量 330,400kℓ 常住人口 423,391人 世帯数 201,300世帯 昼間流入人口 15,200人	収集量 51,600kℓ	し尿 10,700kℓ 常住人口 11,069人 世帯数 5,750世帯 昼間流入人口 760人	東部下水処理場 51,600kℓ （別途、処理水4,900kℓが必要）
		浄化槽汚泥 40,900kℓ 常住人口 164,784人 世帯数 74,277世帯 昼間流入人口 3,040人	
	収集外 278,800kℓ	常住人口 247,538人 世帯数 121,273世帯 昼間流入人口 11,400人	公共下水道 192,800kℓ 浄化槽 86,000kℓ 自家処理 -kℓ

※ 高松市の排出量は2.10/人・日、昼間流入の場合は1.05ℓ/人・日とする。

浄化槽汚泥は合併槽0.69ℓ/人・日、単独槽0.51ℓ/人・日とし、昼間流入の場合は0.2ℓ/人・日とする。

昼間流入のうち、5%はし尿、20%は浄化槽汚泥、75%は公共下水道区域に流入したものとみなす。

(3) 年度別し尿等収集量

(単位：kℓ)

年 度	29	30	元	2	3
し 尿	12,339	11,909	10,708	10,705	10,131
浄化槽汚泥	38,942	38,805	37,999	40,872	40,880
合 計	51,281	50,714	48,707	51,577	51,011

(4) し尿収集料金の推移

(単位：円)

し尿収集料金の基準 改定年月日	定額制 (一般家庭)		従量制 (事業所等)		特 別 料 金	
	人数割(1人1カ月につき)	回数割(1回につき)	18ℓにつき	ホース2本(40m)を超える場合1本につき	軽四輪車による収集の場合1回につき	一般家庭用無臭トイレの場合1回につき
昭和50.10.1	110	130	70	100	100	—
52.8.1	150	160	95	100	200	—
55.1.1	180	190	115	150	250	250
59.8.1	230	240	150	200	320	320
平成2.10.1	290	300	190	250	410	410
7.10.1	330	340	210	280	460	460

※ 1歳未満の者は、定額制の人数割人員に含めない。

※ 当該金額によって積算した合計額に、消費税及び地方消費税（ただし、10円未満の端数金額については切り捨てる。）を加算する。

※ 国分寺地区のし尿収集料金は、平成20年度までは旧国分寺町の収集料金のおりとし、21年度に高松市の収集料金に統一した。

(5) し尿処理施設

ア し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位：kℓ)

年度	市町別	高松市	三木町	綾川町	計
29		51,281	8,509	5,353	65,143
30		50,714	8,390	5,042	64,146
元		48,707	8,201	4,542	61,450
2		51,577	7,754	4,874	64,205
3		51,011	7,614	4,743	63,368

イ 施設概要

名称		衛生センター	
所在地		高松市朝日町五丁目5番56号	
敷地面積		3,378.45㎡	
建築面積		受入棟 929.50㎡	管理棟 490.82㎡
		前処理棟 133.19㎡	
建物概要		受入棟 地上1階地下1階	管理棟 地上2階
		前処理棟 地上4階	
延床面積		受入棟 1,734.64㎡	管理棟 916.43㎡
		前処理棟 344.77㎡	
		駐輪場 12.00㎡	
		受入・管理棟	前処理棟
工期	着工	平成7年7月20日	平成26年12月22日
	竣工	平成9年3月7日	平成28年3月15日
設計		(株)日本環境工学設計事務所	(株)N J S
施工		建築	西松建設(株)
		機械設備	(株)荏原製作所
		(株)西原環境	
総事業費		1,689,864千円	846,748千円
処理能力		378kℓ/日 貯留量：1,500kℓ (500kℓ×3槽)	
処理方式		前処理・下水と共同処理	

(6) 公衆便所

環境施設対策課所管の公衆便所

(4.4.1 現在)

名称	構造	バリアフリー トイレ設置
高松市片原町公衆便所	コンクリートブロック造	
〃 高松駅前広場	鉄筋コンクリート造	○
〃 天神前	〃	○
〃 栗林公園前	〃	○
〃 北浜町	木造	
〃 福岡町東部	コンクリートブロック造	
〃 石清尾八幡神社内	鉄筋コンクリート造	○
〃 姥ヶ池	〃	○
〃 朝日町	〃	○
〃 成合町	〃	○
〃 屋島山上	〃	○
〃 香西芝山第一	木造	
〃 香西芝山第二	鉄筋コンクリート造	
〃 一宮町	〃	○
〃 女木松原	〃	
〃 女木鷺ヶ峰	〃	
〃 女木海水浴場	〃	○
〃 男木町	〃	○
〃 男木町大井	〃	○
〃 塩江町相栗峠	木造	
〃 塩江町内場池横	〃	
〃 庵治町鎌野	FRP造	
〃 庵治町竹居	〃	

4 産業廃棄物処理

産業廃棄物について、処理業と処理施設の許可等のほか、排出事業者に対する排出削減の働きかけ、排出事業者と処理業者に対する適正処理の指導、不法投棄の防止を図るなど、適正処理を促進する。

(1) 産業廃棄物収集運搬業の許可業者 (4. 3. 31現在)

許可業の種類	業者数
産業廃棄物収集運搬業	140
特別管理産業廃棄物収集運搬業	16
合計	156

(2) 産業廃棄物処分業の許可業者 (4. 3. 31現在)

許可業の種類	業者数
産業廃棄物処分業	45
特別管理産業廃棄物処分業	3
合計	48

(3) 許可を受けた産業廃棄物処理施設 (4. 3. 31現在)

施設の種類		施設数
中間処理施設	汚泥の脱水	8
	焼却	4
	破碎	29
最終処分場	安定型	1
	管理型	1
合計		43

※ 最終処分場数は埋立処分中のもの

(4) 産業廃棄物処理業・処理施設設置許可等申請手数料

ア 産業廃棄物収集運搬業 (1件につき)

新規許可	81,000円
許可更新	73,000円
変更許可	71,000円

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (1件につき)

新規許可	81,000円
許可更新	74,000円
変更許可	72,000円

ウ 産業廃棄物処分業 (1件につき)

新規許可	100,000円
許可更新	94,000円
変更許可	92,000円

エ 特別管理産業廃棄物処分業 (1件につき)

新規許可	100,000円
許可更新	95,000円
変更許可	95,000円

オ 産業廃棄物処理施設設置許可 (1件につき)

縦覧等を要するもの	140,000円
上記以外のもの	120,000円

カ 産業廃棄物処理施設変更許可 (1件につき)

縦覧等を要するもの	130,000円
上記以外のもの	110,000円

キ 産業廃棄物処理施設の承継 (1件につき)

譲受け、借受け許可	68,000円
法人の合併、分割認可	68,000円

ク 熱回収施設設置者認定 (1件につき)

新規認定	33,000円
更新認定	20,000円

5 環境保全

平成8年3月に高松市環境基本条例を制定したほか、11年2月には、様々な環境に関する課題に対応するため環境基本計画を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

しかし、計画策定後、環境への負荷の低減を目指す循環型社会形成推進基本法の施行や京都議定書の発効、さらには合併による市域の拡大など社会情勢は大きく変化した。

このため、本市の環境状況や地域特性、市民の環境問題への関心やニーズ等を踏まえ「地球温暖化の防止」

及び「環境にやさしい人材の育成」の2つを重点施策として位置づけ、市民・事業者・行政の連携と協働による環境保全の取組を柱とした新しい高松市環境基本計画を19年度に策定した。

また、同計画の計画期間の終了に伴い、28年3月に、「人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ」を目指すべき環境像として掲げた新しい高松市環境基本計画を策定した。

その後、中間年である令和元年度において、第5章「計画の推進」の取組や指標目標などを見直した。その他にも、高松市水環境基本計画の進行管理を本計画において一体的に行うため、必要な見直しを行った。

(1) 公害の状況

本市における公害の状況は、諸施策の推進と市民の積極的な協力により一部改善の傾向が見られるものの、公害発生の諸要因は多様化しており、微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染、河川等の水質汚濁、自動車交通騒音など解決しなければならない多くの問題がある。

このため、水質総量規制・騒音の環境基準に係る地域指定等に対応し、環境基準の維持達成と公害の未然防止に努めている。

ア 環境調査

(3年度)

種別	調査項目
大気汚染 常時監視	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、一酸化窒素、二酸化窒素、オキシダント、一酸化炭素、炭化水素、風向・風速、有害大気汚染物質（ダイオキシン類等22物質）
アスベスト 監視	環境大気アスベスト
騒音常時監視	環境騒音、交通騒音、航空機騒音
振動常時監視	交通振動
水質汚濁 常時監視	海域（一般項目）、ため池（一般項目）、河川（一般項目、健康項目、その他項目、ダイオキシン類）、地下水（健康項目：ダイオキシン類）

イ 立入調査

(3年度)

種別	調査項目
大気特定施設	ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、ダイオキシン類
水質特定施設	一般項目、有害項目、TOC、ダイオキシン類

ウ 公害苦情申立状況

(単位：件)

種類 年度	騒音	振動	大気汚染	水質汚濁	悪臭	その他	合計
28	37	2	10	28	21	5	103
29	37	4	17	19	4	6	87
30	49	3	22	34	21	12	141
元	39	2	14	27	18	6	106
2	48	0	5	26	11	6	96
3	37	0	14	25	11	3	90

エ 石綿対策

石綿による健康被害の防止対策として、大気汚染防止法や香川県石綿による健康被害の防止に関する条例に基づき、県や関係機関と連携を図りながら、建築物の解体作業や石綿使用建築物の届出審査や監督・指導を行っている。

(2) 環境美化の推進

昭和54年9月、環境美化についての全市民共同の実践目標となる環境美化都市宣言を行い、同年11月に、市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する高松市環境美化都市推進会議が発足した。

この推進会議を母体に、市民一人一人の郷土愛と自治と連帯の精神に根差す清潔で美しい町づくり運動の輪を広げ、宣言の目標である清潔で緑豊かな美しい町「環境美化都市 高松」を実現するため、中央通りの一斉清掃や環境美化意識の啓発に努めてきたが、いわゆるごみの「ポイ捨て」行為は、なお後を絶たず、このため平成9年3月高松市環境美化条例を制定し、市内全域でごみの「ポイ捨て」行為を禁止するとともに、10月1日を「環境美化の日」、10月を「環境美化月間」と定め、市民の協力を得ながら、まちの美観向上に向けて取組を進めている。

さらに18年3月には、四国の県庁所在都市として初めて、たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進する区域を、「歩きたばこ禁止区域」として指定できるよう同条例を改正し、同年6月1日から、「歩きたばこ禁止区域」内では、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止した。

しかしながら、禁止区域内においては一定の成果が上がっているものの、それ以外の区域では、依然として空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てが後を絶たない現状にあったため、21年12月に、美しい景観を保護・復元するための高松市美しいまちづくり条例を制定したことに併せ、高松市環境美化条例を一部改正し、22年4月1日から、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大した。

今後とも、歩きたばこや吸い殻ポイ捨て等の禁止の周知・啓発に努め、環境美化の着実な推進を図っていく。

ア 喫煙禁止区域

北側は、サンポート及び水城通り、東側はフェリー通り及び瓦町駅前広場、南側は観光通り、西側は県庁前通りで囲まれた区域。

イ 喫煙所の見直し

喫煙禁止区域内には環境美化のため32か所の喫煙所を設置していたが、令和2年4月の健康増進法の改正に伴い、施設管理者には受動喫煙防止の配慮義務が課せられたことから、2年度内に日本たばこ産業株式会社と共同で25か所を撤去したほか、JR高松駅前の喫煙所等にはパーテーションを設置した。

(3) ゼロカーボンシティの推進

近年、台風や豪雨など地球温暖化が原因とみられる災害が多発し、今後、豪雨災害等のさらなる頻発化・激甚化が予測され、国内外で脱炭素化の動きが加速していることから、令和2年12月に、32年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする高松市「ゼロカーボンシティ」を宣言し、同日、ゼロカーボンシティ実現に向け、総合的・計画的に取り組んでいくため、高松市脱炭素社会推進本部を設置した。

また、「ゼロカーボンシティ」を宣言したことに伴い、市民や事業者をはじめ、本市一丸となって取組を推進していくため、「ゼロカーボンシティたかまつ」ロゴマークを作成した。

(4) 高松市地球温暖化対策実行計画の推進

平成20年6月の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、本市においても、市域全体の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減等に関する施策等を含めた実行計画を策定するため、21年10月、市民団体や学識経験者、関係行政機関などで構成する「実行計画推進協議会」を設置し、23年2月に「高松市地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後、29年3月に計画を改定した。

令和2年10月、国が「2050年カーボンニュートラル」宣言を行い、さらに、令和3年4月には12年度までに温室効果ガスを46%削減（平成25年度比）する新目標を決定し、その実現に向けた「地球温暖化対策計画」を策定するなど、本市の地球温暖化対策を取り巻く諸情勢に大きな変化を来したことから、令和4年3月に計画を改定した。

改定後の計画では、本市の温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度比で46%削減することを目標にしており、その実現に向けて、4つの基本施策のもと12の主要施策を定めるとともに、市役所の率先実

行・気候変動適応計画を盛り込み、市民・事業者と連携して温暖化対策を推進している。

ア 計画期間 平成29年度～令和12年度 基準年 平成25年度

イ 計画の対象区域 高松市全域

ウ 基本施策

- ・ 省エネルギーの推進
- ・ 再生可能エネルギー等の拡充
- ・ 脱炭素型のまちづくりの推進
- ・ 循環型社会の形成

(5) クールビズ・ウォームビズの取組

地球温暖化対策の一環として、平成17年度から推進している夏期の室温設定の適正化とその温度に適した軽装や取組を促す「クールビズ」や、冬期の室温設定の適正化とその温度に適した取組を促す「ウォームビズ」を推進するとともに、市民や市内の事業者にも、その普及について呼びかけを行った。

29年度から、四国4県で構成する四国地球温暖化対策推進連絡協議会に合わせた期間で実施しており、市民や事業者に対しても、節電の徹底など、地球温暖化の防止に努めるようPRした。

期間及び内容

(3年度)

	期間	内容
クールビズ	令和3年5月1日～10月31日	冷房時の室温は、28度を目途に設定
ウォームビズ	期間設定なし	暖房時の室温は、18度を目途に設定

(6) エコシティたかまつ環境マネジメントシステム

本市においては、行政活動から生じる環境負荷の軽減に取り組むため、平成12年3月に「高松市役所における環境行動率先実行計画」を策定し、12年度から同計画の積極的な推進を図るとともに、この計画を、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、本市の温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画としても位置づけ、地球温暖化対策にも取り組んできた。

また、一方では、市役所本庁舎の事務事業を対象として、13年9月7日に環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を取得し、並行して運用してきたが、22年の更新時期に先立ち、マネジメントレビュー（市長による見直し）において、これまで取り組んできたISO14001の利点等の効果的な活用を図りながら、「高松市地球温暖化対策実行計画」への積極的な貢献を目指し、「高松市役所における環境行動率先実行計画」と集約・一元化したシステムへの見直しを行うこととなった。

これを受け、本市独自の「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を23年10月に策定し、23年度以降は、ISO14001に代わる新たな環境マネジメントシステムの運用を開始し、市役所の全ての事務事業から生じる環境負荷のより一層の低減と事務の効率化に努めることとなった。

さらに、29年度に、本システムの第一次運用期間の満了したこと、また、システムと関連する計画である「高松市地球温暖化対策実行計画」の改定に併せて、計画期間及び基準年度を見直すとともに、新たな目標値を設定した「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム（改定版）」を本市における「地球温暖化対策実行計画の事務事業編」として策定した。

しかしながら、政府が計画で示した国の目標を達成するには、地方公共団体が属する「業務その他部門」において、約40%の削減目標を達成する必要があることから、30年度において、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（カーボン・マネジメント強化事業）を活用した見直しを行い、引き続き、本市の事務事業から生じる環境負荷の、より一層の低減と事務の効率化を推進していくこととした。

ア システムのコンセプト

- ・ 「高松市地球温暖化対策実行計画」への整合性と積極的な貢献を目指すシステム
- ・ これまでの「環境行動率先実行計画」と「ISO14001環境マネジメントシステム」を集約・一元化

したシステム

- ・改正省エネ法に対応したシステム
- ・簡略化した分かりやすいシステム
- ・適宜、見直しを弾力的に行い、より良く改善していくシステム

イ 環境目標等の設定について

本システムと関連する「高松市地球温暖化対策実行計画」への積極的な貢献とともに、政府の目標等と比べて遜色のないものとするため、令和12年度までに基準年（平成25年度）から40%の削減を目標とする。

なお、本システムの第1次運用期間が令和2年度で終了することから、その他環境配慮項目である用紙類使用量と水道使用量の削減については、第2次運用期間の目標を定めて、引き続き取り組むこととした。

(7) 環境学習の推進

環境活動団体等の協力により、主催講座(ワークショップ)及び自然観察体験事業を実施したほか、出前講座の開催を支援するなど、様々なテーマで環境学習事業を実施している。令和3年4・8・9月は、新型コロナウイルス感染防止のため講座が中止となり、その後においても、出前講座は主催者が開催を控えたり、参加人数を制限したものの、講座参加者数は前年を上回った。参加した市民を通して環境意識の向上は図られている。

ア 環境学習参加者数

(単位：人)

区分	29	30	元	2	3
主催講座	169	273	155	71	131
出前講座	1,465	1,538	2,283	289	869
自然観察体験事業	73	138	91	21	58
計	1,707	1,949	2,529	381	1,058

(8) 緑のカーテンの推進

緑のカーテンは、住宅や学校、事業所等で朝顔、にがうり、ひょうたん等のつる性植物を建物の壁面にはわせることにより夏の暑い日差しを和らげるもので、空調等の電力エネルギーの節約や二酸化炭素の吸収源としての効果があり、地球温暖化対策に身近な取組として大きく役立つことが期待できることから、平成22年度以降継続して実施している。

ア 実施状況

市有施設の緑のカーテンの状況

年度	29	30	元	2	3
局数	7	6	6	6	6
課数	11	10	8	12	10
施設数	59	45	36	36	37
面積(m ²)	1,664	1,405	967	885	594

(9) たかまつCOOL CHOICEキャンペーン

COOL CHOICEの普及啓発を進め、市民・事業者の省エネ等を通じて、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、平成29年度から令和元年度まで環境省補助事業として、たかまつCOOL CHOICEキャンペーンを実施してきた。

ア 内容

(平成29年度)

開幕セレモニー、パネル展、セミナー、クイズラリー、省エネ住宅無料相談会、ものづくり体験

(ソーラーカー)、マフラーづくり、子供向け科学体験学習会、CMの制作と市ホームページでの配信、新聞本紙広告の掲載、ポスター及びチラシの作成と配布

(平成30年度)

啓発リーフレット(くーるちょいすノート)の作成、ラジオによる啓発、新聞本紙広告の掲載、電車ラッピング、省エネDIYコーナーの設置(市内ホームセンター)、セミナー、子供向け体験教室(水素教室)

(令和元年度)

セミナー、啓発リーフレット(くーるちょいすノート)を市内小学5、6年生に配布、新聞本紙広告の掲載、電車ラッピング、ZEH等体験宿泊

イ 連携した地域団体等

(平成29年度)

環境省中国四国地方環境事務所高松事務所、四国経済産業局、高松地方気象台、香川県総合建設センター、(有)小松秀行建築工房、くらしの省エネ新エネ普及促進協議会、香川県冷凍空調設備工業協会、四国環境パートナーシップオフィス、香川高松高等専門学校、さぬきこどもの国、手芸センタードリーム

(平成30年度)

香川大学、西日本放送株式会社、四国新聞社、高松琴平電気鉄道株式会社、西村ジョイ株式会社、省エネルギーセンター、香川県地球温暖化防止活動推進センター、高松市農産物ごじまん品推進協議会、岩谷産業株式会社

(令和元年度)

省エネルギーセンター、香川県総合建設センター、(有)小松秀行建築工房、高松市農産物ごじまん品推進協議会、高松市教育委員会、市内小学校、四国新聞社、高松琴平電気鉄道株式会社、県立高松工芸高等学校、株式会社WELLNEST HOME、株式会社高松アセットビルディング(ドモシカハウス)

(10) 電気自動車等普及促進事業

本市の地球温暖化対策実行計画に基づき、市域における温室効果ガス排出量の抑制を図るため、環境負荷の少ない電気自動車の普及促進に努めている。

ア 電気自動車の公用車への率先導入

走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車を公用車として率先的に導入し、車体ラッピングにより市内を走らせ、周知啓発を行っている。

導入台数 13台(24年度:2台、25年度:4台、26年度:2台、27年度:2台、28年度:1台、29年度:1台、30年度:1台)

※このうち、上下水道局が保有していた4台は、30年度に香川県広域水道企業団に移管された。

イ 急速充電設備の運営

電気自動車の利用促進を図るため、市内3か所の道の駅(近隣地を含む。)に設置した急速充電設備の運営を行っている。

急速充電設備の設置箇所(平成26年度から運営開始)

- ・道の駅しおのえ前(塩江町バスターミナル内)
- ・道の駅源平の里むれ
- ・道の駅香南楽湯

ウ 燃料電池自動車用水素ステーションの設置補助事業は、平成28年度のみ実施した。

ウ リーダー登録者数

個人15人、法人1社、団体1団体

(14) 脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業

脱炭素型ライフスタイルについて自ら考え、実践する取組を、香川大学学生ESDプロジェクトSteepに委託し、脱炭素等に関するテーマについてワークショップ等を開催するモデル事業として実施した。

6 水問題

平成20年2月に、海、川、ため池、森林、上下水道など、水に関わる、様々な関係者が一堂に会し、水環境を取り巻く現状や課題、水をめぐる各種施策の在り方などを協議する「高松水環境会議」を設置した。

本市における水環境の在り方などについて2年間の議論を経て、22年2月に「水に学び、水を育み、明日につなげる ～連携による、持続可能な水環境の形成～」を理念とした、持続可能な水環境の形成に関する各種の取組などについての提言書が提出された。

この提言書に基づき、本市の持続可能な水環境の形成に向けた基本理念や市、市民及び事業者の責務、取り組むべき施策、水環境基本計画の策定などについて定めた「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を22年9月に制定した。

(1) 高松市水環境基本計画

条例に基づき、今後、20年間において取り組むべき5つの基本方針、15の目標及び施策の方向性について定める「高松市水環境基本計画」を平成23年3月に策定した。

令和2年3月には、上水道事業の香川県広域水道企業団への移行など、水環境施策をめぐる状況変化を踏まえ、高松市水環境基本計画を改定した。

また、「高松市水環境基本計画第3期実施計画」は策定しないこととし、具体的な施策やその数値目標については、「高松市環境基本計画」において一体的に進行管理を行うこととしている。

(2) 高松市水環境協議会

「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」に基づき、持続可能な水環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験や国・県等、農業・漁業、環境団体、企業の関係者のほか、公募市民で構成した協議会を、平成22年12月に設置した。

令和2年度には、本協議会を1回開催し、「高松市水環境基本計画第2期実施計画」の元年度実績を報告した。なお、今後については、「高松市環境審議会」から意見を聴くこととし、2年11月末をもって、高松市水環境協議会を廃止した。